

壱岐市監査委員公表第6号

財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、壱岐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月11日

壱岐市監査委員	吉田	泰夫
壱岐市監査委員	殿川	穂
壱岐市監査委員	左野	健治

指導事項に係る措置状況等

1 社協法人運営費補助金

No.	監査対象機関	内 容	措置状況
1	【所管部局】 市民福祉課 【団体等】 壱岐市社会福祉協議会	補助金の交付基準について 社協法人運営費補助金の補助対象については、令和4年度予算要望時の協議資料によると、対象団体の運営に関わる職員の人件費を補助対象とする内容の協議がなされ、3カ年同額の補助金が交付されている。 令和4年4月28日付の補助金交付決定通知書では、「交付決定の内容」で「この補助金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、令和4年4月25日付4壱社本第59号で申請のあった申請書記載のとおりとする。」とある。 これは、「令和4年度サービス区分資金収支予算書」に示す配分であり、支出の配分では人件費支出、事業費支出、事務費支出とあり、市が人件費部分を補助対象とするとした算出との配分が不明確である。 当該補助金については、毎年同様の取扱いがなされており、補助の条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等の明確な基準がない。 所管部局においては早急に補助金交付要綱を制定のうえ、基準に基づく補助金の交付を行うべきである。	対象の団体に対して、補助対象項目は人件費である旨の文書指導を令和8年2月26日付にて行い、令和8年4月から補助金交付要綱を新たに制定し、対象経費の基準を定めました。
2		補助対象項目について 人件費支出の中で退職給付、事業費支出の中で福利厚生費の慶弔費・交流会費、職員被服費、渉外費の交際費・慶弔費（支所含む）・災害見舞金等は、補助対象項目としては、適切ではないと考えられるので、対象団体に対し適正な指導を行うべきである。	対象の団体に対して、対象人件費に退職給付を含まない旨の文書指導を令和8年2月26日付にて行い、令和8年4月から補助金交付要綱を新たに制定し対象外経費を明記しました。
3		補助金の額の確定について 補助金の額については、補助対象年度の初めに決定され、精算手続等はなされていないが、対象団体からの実績報告書提出時、所管部局は仕訳伝票や総勘定元帳の確認を行っていないため、実際に帳簿及び支払を証する書類の確認を行い補助金の額の確定を行うべきである。	対象団体から令和7年度の実績報告書が提出された後、元帳等の確認を行い補助金の額の確定を行いました。

2 壱岐市地域福祉活動拠点施設指定管理料（4施設分）

No.	監査対象機関	内 容	措置状況
1	【所管部局】 市民福祉課	補助対象項目について 人件費支出の中で退職給付支出があるが、本事業の算定基礎としては適切でないと考えられるので、対象団体に対し適正な指導を行うべきである。	対象の団体に対して、対象人件費に退職給付を含まない旨の文書指導を令和8年2月26日付にて行いました。
2	【団体等】 壱岐市社会福祉協議会	月例報告書の提出について 壱岐市地域福祉拠点施設の管理業務に関する協定書第16条に規定する「月例報告書」について、毎月の報告に遅延が見受けられるので、対象団体に対し指導を行い、適正に点検を行うべきである。	対象の団体に対して、協定書に沿った報告書の提出がなされるよう、文書指導を令和8年2月26日付にて行いました。